

四日市市告示第146号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年11月14日四日市市告示第570号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智広

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を一部解除する区域
別図のとおり（三重県四日市市大治田三丁目612番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令告示第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

（環境部環境政策課）



出典：地理院地図

区域指定申請地 案内図

